

波佐見町競争入札参加資格及び申請要綱

波佐見町競争入札参加資格及び申請要綱

平成12年2月8日

波佐見町告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、波佐見町が行う建設工事及び測量・設計コンサルタント等の、競争入札の参加を希望する者の資格及び申請について、必要な事項を定めることを目的とする。

(建設工事の参加資格等)

第2条 入札参加資格については、地方自治法施行令第167条の4、第167条の5及び第167条の11によるもののほか、次のとおりとする。

1 資格

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号、以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けている者。
- (2) 建設業法第27条の23に規定する経営事項の審査を受けた者。
- (3) 上水道事業における水道施設工事においては、2年以上の実務経験を有する技能士（主任技術者）を1名以上置き、事業所として上水道施設工事（上水道管布設工事、給水装置工事、浄水場施設等の建設ほか）の施工実績が10件以上あることを要件とする。

2 主観的事項の審査基準

- (1) 前年度に履行した町工事の工事成績
- (2) 信用度
- (3) 工事の安全成績

3 資格区分

工 事 の 種 類	等 級
土 木 一 式 工 事	A ・ B ・ C
建 築 一 式 工 事	A ・ B ・ C
電 気 工 事	A ・ B
管 工 事	A ・ B
そ の 他	A ・ B

4 建設工事入札参加資格審査の申請書類

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- (2) 工事経歴書
- (3) 営業所一覧表
- (4) 経営事項審査結果通知書の写し
- (5) 納税証明書
- (6) 技術者名簿
- (7) ISO登録証の写し
- (8) その他必要と認める書類

(測量・建設コンサルタント等の参加資格等)

第2条 測量・建設コンサルタント等の、競争入札に参加できる者の資格等は、地方自治法施行令第167条の4、167条の5及び第167条の11によるものとする。

1 測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査の申請書類

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- (2) 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書またはこれの写し
- (3) 測量等実績調書
- (4) 技術者経歴書
- (5) 営業所一覧表
- (6) 申請者が法人である場合は商業登記簿謄本、若しくはこれの写し。申請者が個人である場合は、身元証明書、若しくはこれの写し
- (7) 財務諸表
- (8) 納税証明書
- (9) その他必要と認める書類

(提出期限)

第4条 申請書の提出期限は毎年11月15日から12月14日までとする。ただし、前後に土日祝日が入る場合は、前後の平日において調整する。

(有効期限)

第5条 資格の有効期限は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第2条1(3)上水道事業の水道施設工事の参加資格については、平成24年度申請分から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条1(3)上水道事業の水道施設工事の参加資格については、平成25年度申請分から適用する。